

一般社団法人岡山県レクリエーション協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県レクリエーション協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、岡山県岡山市北区いずみ町2番1-11号 陸上競技場1Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの総合的な普及振興を図ること。
- (2) レクリエーションに関する組織の強化及び発展のための支援と相互の連絡協調を図ること。
- (3) レクリエーションに関する大会を開催すること。
- (4) レクリエーションに関する指導者を養成すること。
- (5) レクリエーションに関する調査、研究をすること。
- (6) レクリエーションに関する広報及び啓発を行うこと。
- (7) その他、前条の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加盟した次の団体
 - ① 市町村におけるレクリエーションを総合的に統括する団体
 - ② 県内におけるレクリエーション及び生涯スポーツの種目ごとの統括団体
 - ③ 職域、その他、県内におけるレクリエーションに関係ある団体
- (2) 指導者会員 公益財団法人日本レクリエーション協会の公認資格取得者

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 正会員になろうとする団体等又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、指導者会員は、公益財団法人日本レクリエーション協会公認の資格登録及び登録費納入をもって会員になるものとする。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の目的を達成するため、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、指導者会員については第5条第1項第2号に掲げる資格を失ったとき、賛助会員については会費の納入が無い場合は退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、この会員に対し、決議の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を2年以上滞納したとき。

(2) 正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 指導者会員が公益財団法人日本レクリエーション協会の登録を抹消されたとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わな

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問等)

第26条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問及び参与は、この法人の運営及び事業の推進について意見を述べ、又は必要な助言、協力を行う。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要が

ある場合に開催する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経た上で、総会において報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、委員会規程により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 12 章 補 則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事

赤田 修司	大天 嘉行	山本 利夫	山本 肇	松尾 敏子
高見 博子	居原田洋子	佐藤 旭一	塩田 賢三	白井 福美
秋政 邦江	妹尾 尚	塩見 優子	小川 敏朗	向井 重明
葭野 浩道	角田 勝生	柳本 堯敏	多田 洋子	西山 登久雄
浅野 幹也	森脇 正巳			

設立時代表理事 (住所非表示) 赤田 修司

設立時監事 鷹取 良枝 出口 祥三

- 3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

(住所非表示)

大天 嘉行

(住所非表示)

山本 肇

(住所非表示)

佐野 充

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 35 条にかかわらず、この法人の成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

以上、一般社団法人岡山県レクリエーション協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 3 年 6 月 29 日

設立時社員 大天 嘉行

同 山本 肇

同 佐野 充